

平成 30 年 11 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社 VOYAGE GROUP
 代表者名 代表取締役社長兼 CEO 宇佐美 進典
 (コード番号：3688 東証第一部)
 問合せ先 取締役 CFO 永岡 英則
 (TEL. 03-5459-4226)
 (URL. <https://voyagegroup.com/>)

商号の変更、決算期（事業年度の末尾）の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、商号の変更、決算期（事業年度の末尾）の変更及び定款の一部変更について平成 30 年 12 月 8 日開催予定の第 20 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 商号の変更について

(1) 変更の理由

平成 30 年 10 月 31 日付「VOYAGE GROUP とサイバー・コミュニケーションズの経営統合」及び同日付「VOYAGE GROUP、サイバー・コミュニケーションズ及び電通の資本業務提携に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社、株式会社電通（以下「電通」といいます。）、及び電通の完全子会社である株式会社サイバー・コミュニケーションズ（以下「CCI」といいます。）は、当社及び CCI がインターネット広告事業に関する緊密な提携を行うことにより企業価値を最大化することを目的として、平成 31 年 1 月 1 日（以下「本統合日」といいます。）をもって、当社及び CCI の対等の精神に基づく経営統合（以下「本経営統合」といいます。）、並びに当社、電通及び CCI の間における資本業務提携を行うことで合意しております。

当社は、本経営統合に伴い、本統合日をもって持株会社体制へ移行することを予定しており、当社の持株会社としての役割、機能をより明確にするため、商号を変更いたします。

(2) 新商号

株式会社 CARTA HOLDINGS
 (英文表記：CARTA HOLDINGS, INC.)
 (読み：カルタ ホールディングス)

(3) 変更予定日

平成 31 年 1 月 1 日

2. 決算期の変更について

(1) 変更の理由

本経営統合に伴い、当社は電通の連結子会社となる予定です。当社の事業年度は毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日としておりますが、当社の親会社となる電通の決算期と統一することにより、経営情報の適時・的確

な開示による経営の透明性の向上を図り、また、経営計画の策定や業績管理等、経営及び事業運営の効率化を推進することを目的とし、これを毎年1月1日から12月31日に変更するものであります。

(2) 決算期変更の内容

現 在	毎年9月30日
変 更 後	毎年12月31日

(注) 決算期変更の経過期間となる第21期は、平成30年10月1日から平成31年12月31日までの15か月決算となる予定です。また、連結子会社につきましても、一部を除き同様の変更を行う予定です。

(3) 今後の見通し

上記の決算期変更に伴う影響も含めた本経営統合後の業績見通し等につきましては、明らかになり次第、お知らせいたします。

3. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

本経営統合に伴い、当社の現行定款第1条(商号)、第2条(目的)、第10条(基準日)、第12条(招集権者及び議長)、第21条(代表取締役及び役付取締役)、第22条(取締役会の招集権者及び議長)、第45条(事業年度)及び第47条(剰余金の配当の基準日)の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は、当社とCCIとの間で締結した平成30年10月31日付株式交換契約に基づく株式交換(以下「本株式交換」といいます。)の効力発生を条件として、その効力発生日である平成31年1月1日に効力を生じる旨、取締役及び会計監査人の任期は、平成31年12月31日に終了する第21期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする旨、及び第21期事業年度は、平成31年12月31日までの15ヶ月間とする旨の附則を設けるものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、現行定款中変更のない条文の記載は省略しております。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>株式会社VOYAGE GROUP</u>と称し、英文では<u>VOYAGE GROUP, INC.</u>と表示する。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>株式会社CARTA HOLDINGS</u>と称し、英文では<u>CARTA HOLDINGS, INC.</u>と表示する。</p>
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. コンピュータソフトウェアの企画、設計、開</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むこと及び国内外において次の事業を営む会社の株式又は事業体の持分を取得・所有することにより、当該会社・事業体の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>(1) 広告代理その他広告に関する事業</p>

<p>発、販売及び保守</p> <p>2. <u>情報処理サービス業及び情報提供サービス業</u></p> <p>3. <u>書籍、電子書籍及び雑誌等の制作、出版、販売</u></p> <p>4. <u>経営コンサルタント業務</u></p> <p>5. <u>コンピューターのシステム又はプログラムの設計技術者派遣</u></p> <p>6. <u>各システムの管理保守サービス及び総務・法務・人事・経理・広報など各種管理業務並びに教育に関する業務の受託</u></p> <p>7. <u>インターネット及びカタログによる通信販売、仲介及び取次業務</u></p> <p>8. <u>インターネットを利用した電子取引決済事業</u></p> <p>9. <u>金銭の貸付及び金銭貸借の媒介並びにクレジットカードの取扱業務</u></p> <p>10. <u>電気通信サービス、放送サービスの加入手続きに関する代理店業務及び取次業務</u></p> <p>11. <u>投資業</u></p> <p>12. <u>飲食店業</u></p> <p>13. <u>有料及び無料の職業紹介事業</u></p> <p>14. <u>前各号に関連する機器及びソフトウェアの販売、賃貸、輸出入、製造、加工、設置、及びメンテナンス、並びにそれらに関連するコンサルティング及び業務の受託</u></p> <p>15. <u>前各号に関連する市場調査、マーケティングリサーチ請負、宣伝及び広告業</u></p> <p>16. <u>前各号に付帯関連する一切の業務</u></p>	<p>(2) <u>出版、放送、メディア及びコンテンツに関する事業</u></p> <p>(3) <u>通信機器、電気機器、それらの関連・周辺機器、ソフトウェア及びシステムの研究、企画、設計、開発、製造、販売、賃貸、保守及び管理に関する事業</u></p> <p>(4) <u>金融に関する事業</u></p> <p>(5) <u>株式及び有価証券の投資、保有、運用及び売買に関する事業</u></p> <p>(6) <u>有料職業紹介事業及び労働者派遣事業</u></p> <p>(7) <u>著作権、著作隣接権、工業所有権、ノウハウその他知的財産権の取得及びその管理運用に関する事業</u></p> <p>(8) <u>インターネット等を通じた商取引</u></p> <p>(9) <u>前各号に関する各種サービスの提供、研修及びコンサルティング事業</u></p> <p>(10) <u>前各号に付帯関連する一切の業務</u></p> <p>11. ～16. (削除)</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年<u>9月30日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とみなす。</p> <p>② (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年<u>12月31日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とみなす。</p> <p>② (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役<u>社長</u>が招集する。取締役<u>社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>② 株主総会においては、取締役<u>社長</u>が議長となる。取締役<u>社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>代表取締役</u>が招集する。<u>代表取締役に欠員又は事故があるときは</u>、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>② 株主総会においては、<u>代表取締役</u>が議長となる。<u>代表取締役に欠員又は事故があるときは</u>、あら</p>

<p>締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>	<p>かじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>② 取締役会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 取締役会は、その決議によって、<u>取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名</u>を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>が招集する。<u>代表取締役に欠員又は事故</u>があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>② 取締役会においては、<u>代表取締役</u>が議長となる。<u>代表取締役に欠員又は事故</u>があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>
<p style="text-align: center;">第7章 計算 (事業年度)</p> <p>第45条 当社の事業年度は、毎年<u>10月1日</u>から<u>翌年9月30日</u>までとする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第46条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第47条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>9月30日</u>とする。</p> <p>② 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算 (事業年度)</p> <p>第45条 当社の事業年度は、毎年<u>1月1日</u>から<u>12月31日</u>までとする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第46条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第47条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>12月31日</u>とする。</p> <p>② 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>6月30日</u>とする。</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第8章 附則</p> <p>第50条 <u>第1条(商号)、第2条(目的)、第10条(基準日)、第12条(招集権者及び議長)、第21条(代表取締役及び役付取締役)、第22条(取締役会の招集権者及び議長)、第45条(事業年度)及び第47条(剰余金の配当の基準日)の規定の変更は、当社と株式会社サイバー・コミュニケーションズとの間で締結した平成30年10月31日付株式交換契約に基づく株式交換の効力が発生することを条件と</u></p>

	<p><u>して、その効力発生日からその効力を生じる。なお、本附則は、当該効力発生日後にこれを削除する。</u></p>
(新設)	<p><u>第 51 条 第 20 条 (取締役の任期) の規定にかかわらず、平成 30 年 12 月に開催された定時株主総会で選任された取締役の任期は、平成 31 年 12 月 31 日に終了する第 21 期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。なお、本附則は、第 21 期事業年度に関する定時株主総会の終結の時にこれを削除する。</u></p>
(新設)	<p><u>第 52 条 第 43 条 (会計監査人の任期) の規定にかかわらず、平成 30 年 12 月に開催された定時株主総会で選任又は再任された会計監査人の任期は、平成 31 年 12 月 31 日に終了する第 21 期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。なお、本附則は、第 21 期事業年度に関する定時株主総会の終結の時にこれを削除する。</u></p>
(新設)	<p><u>第 53 条 第 45 条 (事業年度) の規定にかかわらず、第 21 期事業年度は、平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日までの 15 ヶ月間とする。なお、本附則は、第 21 期事業年度終了後にこれを削除する。</u></p>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 30 年 12 月 8 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 30 年 12 月 8 日 (予定)

(注) 本定款変更の効力は、本株主総会及び平成 30 年 12 月 7 日開催予定の CCI の臨時株主総会において本経営統合の一環として行われる本株式交換に係る株式交換契約承認の件並びに本株主総会において当社と株式会社 VOYAGE GROUP 分割準備会社との間で締結した平成 30 年 10 月 31 日付吸収分割契約承認の件がいずれも原案どおり承認可決され、それらの効力が発生することを条件として、本統合日をもって生じるものといたします。

以上